

要綱第112号

宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月13日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における外食時の食べ残しの持ち帰りを推進し、もって環境保全に資するため、飲食店等が持ち帰り容器の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において宇和島市食品ロス削減推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 市内に住所を有する事業所で飲食物の提供などのサービスを行っている事業者をいう。
- (2) 持ち帰り容器 店内で消費できなかった飲食物を持ち帰るための容器であり、テイクアウト用として使用することを目的とした容器は除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「宇和島市おいしい食べきり運動推進店」に登録がある飲食店等であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金交付申請時に市税等を滞納していないこと。
- (2) 食品衛生法第55条の規定に基づく営業許可を取得していること。
- (3) 特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を目的とする者でないこと。

- (4) 特定の政党について支持又は反対する活動を目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体又はその構成員でないこと。
- (7) その他市長が適当でないと認める者でないこと。

（補助対象容器）

第4条 補助金の交付対象となる容器（以下「補助対象容器」という。）は、次の各号のいずれかに該当する持ち帰り容器とする。

- (1) 紙や木などバイオマスの素材でできた容器
- (2) 再生プラスチックを配合した容器（公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。）
- (3) バイオプラスチックを配合した容器（一般社団法人日本有機資源協会、又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る。）
- (4) その他市長が適当と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象容器の購入に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、同一年度中1回、2万円を限度とする。

ただし、本補助金以外に補助対象容器に対する補助等を受けている場合においては、本補助金以外の補助等の額を除く。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象容器の購入後、宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 食品衛生法第55条の規定に基づく営業許可書の写し
- (2) 購入した持ち帰り容器が第4条に規定する補助対象容器に該当することが確認できるもの
- (3) 購入した持ち帰り容器の代金の支払い及び内訳が確認できるもの
- (4) 本補助金以外に補助対象容器に対する補助等を受けている場合、その補助等の額が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その理由を付して、宇和島市食品ロス削減推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1） この要綱及び規則の規定に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（3） その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第14号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による

改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。